

新たな時代の通商政策の実現を求める —世界貿易機関(WTO)の改革を中心に—

参考資料

2019年1月22日

一般社団法人 日本経済団体連合会

目次

通商をめぐる緊張・各国の措置	① 補助金・国有企業	1
〃	② 強制的技術移転	2
WTO改革の機運の高まり		3
世界貿易機関(WTO)の機構		4
WTOとラウンド交渉の経緯・対象分野		5
WTOドーハ・ラウンド		6
電子商取引		7
WTO・情報技術協定(ITA)		8
交渉中の有志国・地域間(プルリ)交渉—EGA		9
交渉中の有志国・地域間(プルリ)交渉—TiSA		10
日米EU三極のWTO改革の推進	① 日米EU三極貿易大臣会合	11
〃	② 通報制度改革	12
〃	③ 公平な競争の促進、通常委員会改革	13
現行の通商ルール: 補助金・国有企業		14
現行の通商ルール: 知的財産		15
紛争解決手続に関する米国の問題意識		16
紛争解決手続に関する提案: EU、中国、インド等		17
WTO改革に関する中国のスタンス		18
日本の経済連携の推進状況		19

通商をめぐる緊張・各国の措置① 補助金・国有企業

<米国の問題意識>

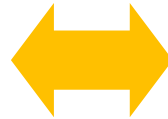
➤ 中国による鉄鋼企業への低利融資、政府補助金の拡大と鉄鋼過剰生産・輸出

背景: 中国製造2025(中国製造業の発展を目指す行動計画)

主要技術に関する中国製品の国内調達目標の引上げ(40%→70%) 重点強化産業の指定

米国の措置

2018年3月より追加の関税を賦課



各国の対抗措置

【鉄鋼(25%)】

対象: 日本・加・墨・EU(数量制限を受入れず)

除外: 韓国・伯・亜(数量制限を受入)

豪(数量制限なし)

【アルミ(10%)】

除外: 豪(数量制限なし) 亜(数量制限を受入)

米国国内法が根拠: 通商拡大法232条(国防条項)

- ・ 商務長官は調査開始後270日以内に、大統領に対し、輸入が国家安全保障に脅威を与えるか否かを報告し、対応の要否を勧告
- ・ 大統領は、商務長官からの報告後90日以内に、当該調査に同意するか、輸入の調整を行うかを判断
- ・ 輸入の調整の具体的方法の規定なし
(想定される方法: 禁輸、関税引上、関税割当、輸入数量制限、外国政府との交渉開始等)

中国

米国産品に15-25%の関税賦課(27億\$相当)

品目: 果物、ナッツ、ワイン、変性エタノール、豚肉、アルミニウムスクラップ 等

対米WTO協議要請(2018年4月)

→パネル設置(2018年11月)

EU

米国産品に10-50%の関税賦課(28億\$相当)

品目: 鉄鋼、アルミ、自動二輪車、バーボンを含むウイスキー 等

対米WTO協議要請(2018年6月)

→パネル設置(2018年11月)

日本
第三国参加

通商をめぐる緊張・各国の措置② 強制的技術移転

米国の措置

中国の以下の措置を不公正貿易慣行と認定

- 強制技術移転(次世代自動車等)
- 中国技術輸出入管理条例(外国企業差別)
- 外資買収による先端技術取得(半導体/ロボット等)
- サイバー攻撃による営業秘密窃取

米国国内法が根拠: 通商法301条

- 外国政府の以下の措置に対する**制裁措置**を規定
 - ① WTO等の通商協定違反
 - ② 不当・不合理・差別的な措置 等
- USTRは調査開始後12カ月以内に措置の内容を決定、30日以内(180日に延長可能)に実施
- 制裁として取り得る措置: 譲許停止、関税引上、輸入制限、拘束力のある協定の締結 等

米国の対中制裁措置と中国の報復措置(追加の関税賦課)

第一弾(2018年7月)

米(340億\$) ↔ 中(340億\$)

第二弾(2018年8月)

米(160億\$) ↔ 中(160億\$)

第三弾(2018年9月)

米(2000億\$) ↔ 中(600億\$)

(カッコ内の金額に相当する相手国の品目に関税を賦課)

WTOにおける手続

米国

2018年3月 対中協議要請

(中国の差別的な技術ライセンス要求)

2018年11月 **WTOパネル設置**

EU 日本
第三国参加

中国

2018年4月 対米協議要請

(米国の通商法301条による関税賦課)

2018年12月 WTOパネル設置要請

WTO改革の機運の高まり

G20ブエノスアイレス・サミット首脳宣言

(2018年12月1日)



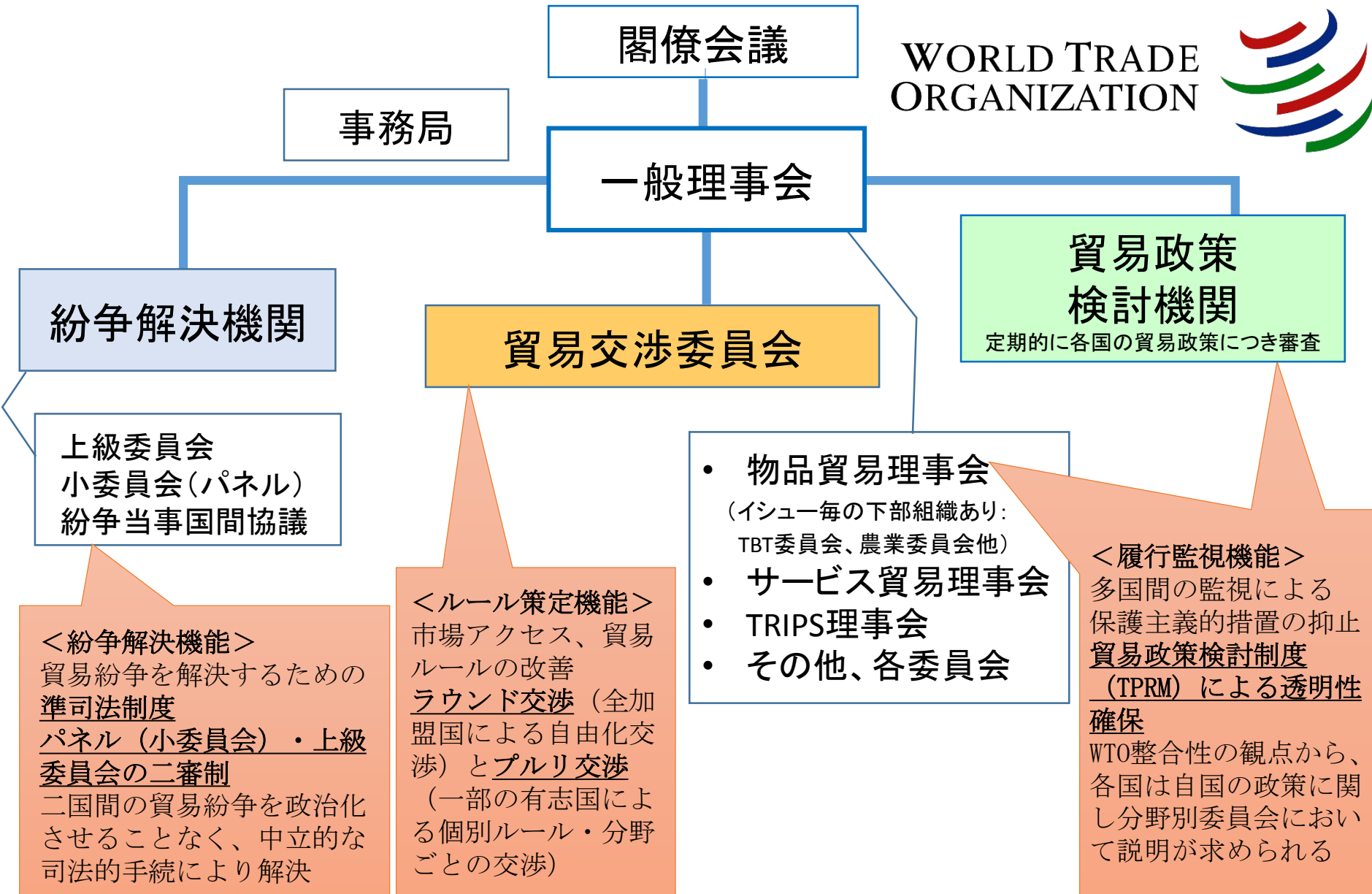
宣言文抜粋

- 我々は、急速に変化する世界に効果的に対応できる、ルールに基づく国際秩序を改善するために共に取り組むことへの我々のコミットメントを新たにする
- 国際的な貿易及び投資は、成長、生産性、イノベーション、雇用創出及び開発のための重要なエンジンである
- 我々は、このために多角的貿易体制が果たしてきた貢献を認識する
- この体制は、現在、その目的を達成するには及ばず、改善の余地がある。したがって、我々は、WTOの機能を改善するために必要な、WTO改革を支持する。我々は次回のG20サミットにおいて進捗をレビューする

世界貿易機関(WTO)の機構

1995年設立。2019年1月現在164カ国が加盟する、世界通商システムの基盤

WORLD TRADE ORGANIZATION



WTOとラウンド交渉の経緯・対象分野

<WTOの2大原則>

- ◆ **最恵国待遇**: すべての加盟国に同等の貿易条件を与えること
- ◆ **内国民待遇**: 輸入品を国産品と同様に扱うこと

貿易円滑化
環境、開発

農業、サービス、知財、紛争解決

補助金、アンチダンピング

鉱工業品

1948
GATT
発足

1964—
1967
ケネディ・
ラウンド

1973—
1979
東京
ラウンド

1986—
1994
ウルグアイ
ラウンド

1995
WTO
設立

2001—
ドーハ・
ラウンド

WTOドーハ・ラウンド

- 2001年11月、第4回WTO閣僚会議(於 カタール ドーハ)
途上国にも配慮し、ドーハ開発アジェンダ(DDA)の名称の下に交渉を立ち上げ
- 下記全8分野の一括受諾方式(シングル・アンダーテイキング)
- 2011年に部分合意等を積み上げる「新たな方式」への転換に合意

交渉分野	主な内容
鉱工業品等(NAMA)	関税削減/撤廃、輸出入の際の規制緩和
農業	関税削減、補助金削減(国内・輸出)、公的備蓄の扱い
サービス	コンピュータ関連・流通・金融等のサービス分野の自由化、国内の手続きの透明性向上
ルール	アンチダンピング(不当廉売対策)に関するルールの明確化、補助金(漁業補助金を含む)の規律強化
貿易円滑化	通関手続等の簡素・迅速化、透明性向上 貿易円滑化協定(TFA)に結実(第9回閣僚会議(2013年12月)妥結) 2017年2月発効
TRIPS(知的所有権)	ワイン・スピリッツの地理的表示(GI)多国間通報登録制度
開発	途上国に対する特別な取扱い(S&D)、途上国への技術支援

電子商取引

- WTOではルール形成は進まず。現行のWTOルールでは不十分。

現行のWTO協定はデータローカライゼーション・強制的技術移転そのものを禁止せず

＜中国サイバーセキュリティ法＞

- 個人情報・重要データの国内保存義務
- 越境移転する際の安全評価義務

WTOルールに抵触の可能性

日米EU等各国から懸念を表明
(於：サービス貿易理事会・
TBT (貿易の技術的障害) 委員会)

内国民待遇：外国のサービスに対し、自国の同種のサービスに与える待遇よりも不利な待遇の禁止

国内規制：サービス貿易に影響を及ぼす措置が合理的、客観的であること、必要以上に貿易制限的にならないこと

強制規格：国際貿易への不必要な障害とならないこと、目的達成に必要な以上に貿易制限的にならないこと

＜TPP協定及び日EU EPA＞

- ✓ 電子的な送信に対する関税賦課の禁止
- ✓ ソース・コード開示要求禁止
- ✓ 国内法による迷惑メッセージ対策 等

＜TPP協定のみ＞

- ✓ 電子的手段による国境を越える情報の移転の自由
 - ✓ コンピュータ関連設備の設置要求の禁止
 - ✓ デジタル・プロダクトの無差別待遇
- ※日EU EPA：データの自由な流通の規定の必要性について発効後3年以内に再評価

- MC11(2017年12月)にて有志国会合を開催。共同声明を发出(米、EU、途上国を含む71加盟国)
将来の交渉に向けた探求的作業を推進(約80の加盟国)
- 日本、豪州及び星が共同調整役。会合を主導

電子商取引に関する探求的作業で扱われている要素

A) 電子商取引の円滑化

電子署名・認証、貿易に係る文書の電子化、電子決済、電子的送信に対する関税の不賦課 等

B) 電子商取引の自由化

デジタル・プロダクトの無差別待遇、データフローの自由化等(データローカライゼーション要求の禁止を含む)、物品及びサービスの市場アクセスに係る約束の改善 等

C) 電子商取引の信頼性

オンライン消費者の保護、要求されていない商業上の電子メッセージ、営業上の秘密や個人情報等の重要な情報の保護、知的財産に関する側面 等

D) 分野横断的な事項

規制に係る規則及び手続に関する情報の公表・交換、加盟国及び規制当局間での規制の調和及び協力、キャンペーン・ビルディング 等

情報技術協定(ITA : Information Technology Agreement)

情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言

- **第1回WTO閣僚会議(1996年シンガポールで開催)**で採択
- IT製品の関税を撤廃する枠組み

対象 (144品目) : 半導体、PC、携帯電話、プリンター、FAX、デジタルカメラ等

拡大ITA

情報技術製品の貿易の拡大に関する宣言

＜経緯＞	
2012年5月	産業界の要望を踏まえ、品目拡大交渉の立上げ(日米が主導)
2015年7月	拡大ITAの対象品目確定 国別・品目別の関税撤廃期間 (ステー징)交渉
2015年12月	品目拡大交渉の妥結 (於: 第10回WTO閣僚会議)
2016年7月	第1回目の関税引下げ実施

対象 (201品目) : 新型半導体、デジタル複合機・印刷機、デジタルAV機器、通信機器、半導体製造装置、医療機器等



※拡大ITA・ITAともに未参加:
メキシコ、ブラジル、南アフリカ等

環境物品に関する協定(EGA)

交渉参加18メンバー

日本、米国、カナダ、豪州、NZ、EU (28か国)
スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェー、
シンガポール、韓国、中国、台湾、香港、
コスタリカ、イスラエル、トルコ、アイスランド

➤ 環境関連物品の関税撤廃を目指した交渉

※環境保護及び気候変動対策に貢献する物品

➤ 2014年7月交渉開始

➤ 18メンバーが交渉参加

各メンバーによる関税撤廃は、最恵国待遇(MFN)の原則に従い、
全WTOメンバーに適用(WTOのもとでの協定)

➤ 環境物品の貿易拡大、持続可能な開発の達成を期待

➤ 「環境物品リスト」(2012年 APECで合意)を踏まえ、2013年のAPEC首脳会合の成果文書で
WTOでの機会の探求がコミットされたことを受けて立ち上げ

➤ 現在交渉は中断。交渉の早期再開を模索中。

議論されている対象品目(例):

- 再生可能エネルギー関連品目 (風力・水力・太陽光発電等)
- 省エネルギー関連品目 (LED電球、変圧器等)
- 高効率発電関連品目 (ボイラー、タービン等)
- 環境計測・分析関連品目 (電子顕微鏡、検知器等)
- 大気汚染防止・水処理関連品目 (ろ過機、ポンプ、フィルター等)
- リサイクル・廃棄物対策関連品目 (焼却炉、選別破碎機等)

交渉中の有志国・地域間(プルリ)交渉—TiSA

サービス貿易に関する新たな協定(TiSA)

主たる交渉分野:

① WTO・サービスの貿易に関する一般協定(GATS)での継続交渉事項

国内規制、自由職業、電気通信、海上運送

② GATS発効後、有志国が交渉することが適当と判断した分野

電子商取引

交渉参加23メンバー

日、米、EU、豪州、カナダ、韓国、香港、台湾、パキスタン、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、NZ、ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン及びモーリシャスの23か国・地域
(EU各国を含めると50か国・地域)

2016年12月会合：
2017年以降の早期交渉再開に
向けた連携で一致

2013
年

夏以降
交渉本格化

2016
年

年内の実質合
意には至らず

現在

交渉会合
開催無し

日米EU三極のWTO改革の推進①

—日米EU三極貿易大臣会合

- **日米EU三極貿易大臣会合**: 日米EUの三極が、第三国による市場歪曲的な措置への共同対処のため、2017年12月、世耕大臣の呼びかけにより、第11回WTO閣僚会議(MC11)の機会に初開催

日米EU三極貿易大臣会合(第4回、2018年9月25日)共同声明

- ① WTO改革について、「着手可能な論点から有志国により議論を開始する」との基本的考え方を共有。第一歩として、通報改革に関し、WTOにおいて、三極で共同提案することを合意
- ② 補助金ルールの強化について、各々の国内の必要な諸手順を2018年末までに進めることに合意。また、強制技術移転及び市場志向条件の2分野でも、第三国による市場歪曲的措置の分析等の情報交換、エンフォースメントやルールメイキングの議論を行うことに合意
- ③ デジタル貿易について、データ・セキュリティの促進を通じたビジネス環境の向上のための協力、WTO電子商取引有志国会合のプロセスの加速化に合意

日米EU三極のWTO改革の推進②

—通報制度改革

通報制度改革に関する共同提案(2018年11月1日)

- WTO物品貿易理事会にて発出。2019年4月の物品貿易理事会にて議論予定
- 現行、補助金導入の際には通報義務があるがペナルティは無く、履行は不十分
- アルゼンチン、コスタリカ、台湾、豪州も提案に賛同

<内容>

- 通報義務を怠った場合のペナルティ賦課
- 行政組織上の問題で通報が制度的に難しい発展途上国は、WTO事務局に支援要請が可能
その場合はペナルティはなし

日米EU三極提案におけるペナルティの内容

(1) 通報遅滞が1年以上2年未満の場合

- ① WTOの各種機関等の議長へのノミネートの禁止
- ② 貿易政策検討機関において通報遅滞国からの質問への回答必要なし
- ③ WTO予算負担の増額
- ④ 事務局が、当該国の通報状況を物品貿易理事会へ報告
- ⑤ 一般理事会に通報状況に関する報告を義務付け

(2) 通報遅滞が2年以上3年未満の場合

- ① 当該国をInactive Memberと認定
- ② WTOの各種正式会合における発言は、他の全加盟国の後、オブザーバーの前とする
- ③ 上記発言の際は、Inactive Memberである旨を明示される

日米EU三極のWTO改革の推進③

—公平な競争の促進、通常委員会改革

公平な競争の促進

産業補助金のルール強化

➤ 現行のWTO補助金協定:

救済措置を要請する国に補助金の存在＋悪影響・著しい害の立証責任あり

※「著しい害」の推定規定（①補助金の総額が製品の総額の5%を超える場合、②産業あるいは企業の営業上の損失を補てんする補助金、③債務の直接的な免除、のいずれかに該当する場合、「著しい害」が存在するとみなす）は、1999年末で失効



挙証責任の転換等を議論

通常委員会改革

- 通常委員会の中には、**協定の履行監視に有効な機能を果たすものがある一方、不十分な通報による活動の不透明性、活動が行われない委員会が存在**
- 見直しのあり方・具体的な方策等については議論中

＜参考＞TBT(貿易の技術的障害)委員会

- ✓ 個別事案を当事国間で議論するセッション有り
- ✓ TBT協定に基づき、協定の実施・運用について、3年毎に見直し
- ✓ 国際標準の定義等に関する決議をTBT委員会としてコンセンサスで採択
- ✓ TBT委員会は物品貿易理事会等に協定改正の勧告が可能

現行の通商ルール：補助金・国有企業

WTO 補助金及び相殺関税に関する協定（補助金協定）

➤ 補助金の種類

× **レッド補助金**：輸出補助金、国内産品優先使用補助金 ←あらゆる場合に禁止

▲ **イエロー補助金**：他国の国内産業への悪影響、他国の利益に著しい害 ←相殺措置が可能

➤ 救済措置

①輸入国による相殺関税 ②WTO紛争処理手続による補助金の撤廃/悪影響の除去の勧告

➤ 課題

救済措置を要請する国に立証責任あり（日米EU三極で挙証責任の転換等を議論）

※「著しい害」の推定規定（①補助金の総額が製品の総額の5%を超える場合、②産業あるいは企業の営業上の損失を補てんする補助金、③債務の直接的な免除、のいずれかに該当する場合、「著しい害」が存在するとみなす）は、1999年末で失効

＋αの規律あり

TPP11

➤ 国有企業

- 物品/サービスの購入/販売に際し商業的考慮に従い行動
- 内国民待遇
他の締約国の企業、物品/サービスに対し、
自国、他の締約国以外の締約国、非締約国の企業、物品/
サービスに与える待遇よりも不利でない待遇を付与

➤ 補助金：規律なし

日EU EPA

➤ 国有企業

商業的考慮・内国民待遇（TPP11と同様）

➤ 補助金

- 補助金に関する通報、協議手続
- **禁止される補助金**：
企業の債務保証（期間・金額の制限なし）
破綻/経営不振の企業への補助金（確かな再建計画なし）
+
貿易/投資に著しい悪影響

現行の通商ルール: 知的財産

WTO・知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS協定)

➤ 意義

パリ条約(工業所有権)、ベルヌ条約(著作権)等の知的財産権の保護水準を引き上げ
紛争解決手続を有するWTO協定の一部として合意

➤ 対象

著作権、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置、開示されていない情報、地理的表示

➤ 規律

内国民待遇、最恵国待遇、各国における権利の保護と権利行使手続 等

➤ 課題

外国人/企業の知的財産権を不利に扱うことはTRIPS協定違反の可能性

強制的な技術移転要求を行わない約束を行っている場合には当該約束違反が問題となる

データローカライゼーション(データの国内保存義務、強制的技術移転等)そのものは禁止されていない

WIPO

世界知的
所有権機関
(国連の
専門機関)

知的財産権に
関する
条約の管理等
を担う

+αの規律あり

TPP11

➤ 対象

商標、特許、意匠、著作権、植物の新品種、営業秘密、
開示されていない情報、地理的表示 等

➤ 規律

内国民待遇、TRIPS協定を上回る水準の権利の保護と
権利行使手続(民事・刑事上の権利行使手続、国境措置
等)、法令等の透明性、協力 等

※地理的表示(GI)

GIの保護/認定のための行政上の手続を定める場合、

- ①過度の負担とならない手続、②異議申立手続、
- ③保護又は認定取消しを定める旨を規定

日EU EPA

➤ 対象

TPP11と同様

➤ 規律

内国民待遇、最恵国待遇、TRIPS協定を上回る水準の
権利の保護と権利行使手続(民事上の権利行使手続、
国境措置等)、知的財産制度運用の透明化、協力・協議の
制度 等

※地理的表示(GI)

農産品・酒類GIの保護のための双方の制度と対象を確認、
TRIPS協定第23条(ワイン・スピリッツ)と概ね同等の
高いレベルでの相互保護を規定

紛争解決手続に関する米国の問題意識

➤ 米国 USTR 2018 Trade Policy Agenda (2018年2月28日)

- ① 90日以内の報告書作成期限の不遵守(90日ルール問題)
- ② 任期切れ上級委員の審理手続への継続関与
- ③ 紛争解決に必ずしも繋がらない勧告的な意見の発出
- ④ 国内法や事実の解釈を行っていること
- ⑤ 上級委の報告書が拘束的な先例とされること

➤ 米国は、上級委員会が、合意された協定内容を超え、事実上の立法行為をし、役割を拡大させていると批判

➤ 改革を求め、上級委員の再任を拒否。2018年9月末以降、委員数は、審理における必要最小限の3名に(定数7名)(2019年12月には、更に2名の委員の選考プロセスがあり、米国がこれも拒否すれば、上級委員会の機能は停止)

WTOが米国をより良く扱わなければ脱退するだろう

出典:ブルームバーグ・ニュース インタビュー(2018/8/30)



紛争解決手続に関する提案:EU、中国、インド等

- WTO一般理事会にて紛争解決了解 (DSU) 改正の提案を提出 (2018/11/26)
- 2部構成 (日本は参加していない)

第1部 (WT/GC/W/752)

賛同国	EU、中国、インド、カナダ、ノルウェー、ニュージーランド、スイス、オーストラリア、韓国、アイスランド、シンガポール、メキシコ
内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 任期切れ委員の継続関与について、委員の任期終了時に口頭審理まで終了している案件に限って継続可能とする ② 90日以内に報告書が作成できない場合には、上級委員会は当事国の了解を得る ③ 上級委員会は、加盟国の国内法がWTO協定の下で有する法的性質についてのみ解釈可能であり、国内法の意味そのものは解釈できない旨を、DSUの注釈に明記「上級委は問題の解決に必要な範囲で検討する」と限定する文言を追加 ④ 加盟国と上級委員との定期的会合の設定 (加盟国が意見を述べる機会の創設)

第2部 (WT/GC/W/753)

賛同国	EU、中国、インド
内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 上級委員の任期 (現行1期4年 × 最大2期) を、1期6～8年 (1期のみ、欠員の場合2年延長可) に変更 ② 上級委員の定員を現行の7名から9名に増員 ③ 上級委員の兼業を禁止、現行のパートタイムからフルタイムに変更 ④ 事務局の行政・法的機能の拡充 (DSU改正不要) ⑤ 上級委選定プロセスを欠員が発生次第自動的に開始

WTO改革に関する中国のスタンス

WTO改革に関する中国のポジション・ペーパー(2018年11月23日 中国商務部)

3つの基本原則

- ①無差別性、開放性等の多角的貿易システムの核となる価値は維持されるべき
- ②途上国の経済発展への関心を守るべき
- ③コンセンサスによる意思決定を遵守すべき

5つの主張

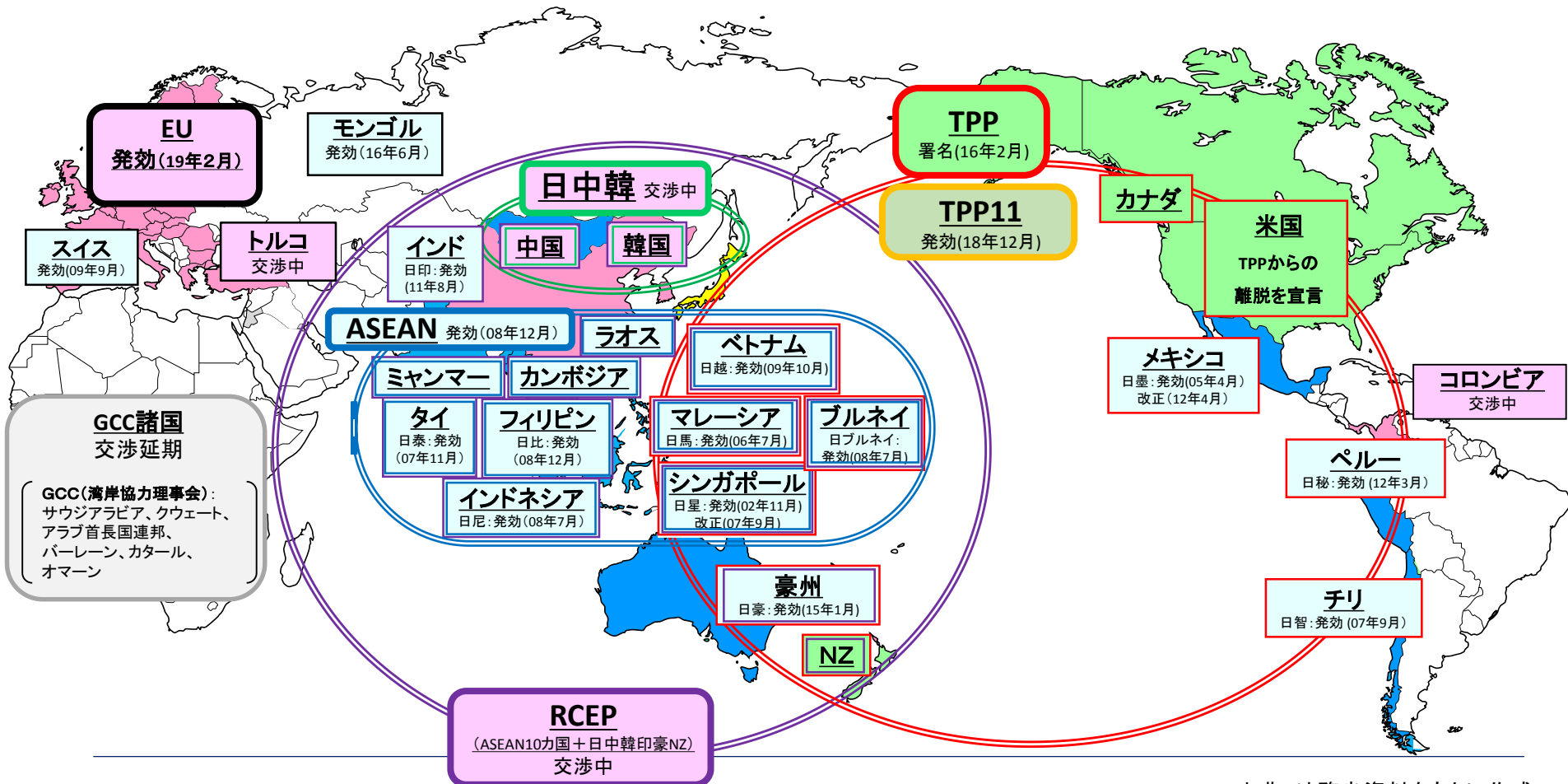
- ①多角的貿易体制の最重要性を擁護すべき
- ②WTO改革では、まず米国による上級委員任命ブロック問題を解決すべき
- ③ルールについては、農業補助金や非市場経済国問題に対処すべき
- ④途上国の特別かつ異なる待遇を守るべき。中国も途上国
- ⑤各国の経済発展モデルを尊重すべき。国有企業への特別のルールに反対

日本の経済連携の推進状況

2018年12月現在

これまで21か国・地域と18の経済連携協定(EPA)が発効または署名済。

- 発効済EPA相手国との貿易が貿易総額に占める割合は36.5%(※米国を含めた場合(TPP)は51.6%)
- 発効済EPAに加えて署名済・交渉中EPA相手国との貿易が貿易総額に占める割合は85.8%。



出典: 外務省資料をもとに作成